

## 指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換に向けた取組について

杉並区行財政改革推進計画に基づく、指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換について、以下のとおり取り組むこととしたので、報告します。

### 1 転換方法及び時期

- (1) 区有地で運営している4園（下高井戸保育園・高円寺南保育園・荻窪北保育園・高円寺北保育園）  
在園児への影響等を考慮し、現指定管理者による運営を継続することを前提に、学識経験者を含む選定委員会で当該事業者の適格性等を確認した上で、現指定管理期間が満了する翌年度に私立保育園へ転換する。
- (2) 都有地で運営している3園（上高井戸保育園・高井戸保育園・堀ノ内東保育園）  
都有地の転貸に係る東京都との協議に基づき、公募により事業者を選定の上、私立保育園へ転換する。転換時期は、在園児への影響等を考慮し、現在園児全員が卒園した翌年度とする。それまでの間は、現指定管理者による運営を継続することを前提に、指定管理期間を延長する。  
なお、堀ノ内東保育園は、現園舎が国の耐震基準は満たすものの、認可保育所を新規開設する場合の東京都の認可基準に適合していないため、近隣に整備する予定の施設（(仮称)都営梅里一丁目アパート隣接地）への移転に合わせて転換を図る。

園名	下高井戸 保育園	高円寺南 保育園	荻窪北 保育園	高円寺北 保育園	上高井戸 保育園	高井戸 保育園	堀ノ内東 保育園
土地	区有地				都有地（都営住宅併設）		
転換時期	令和3年4月	令和4年4月			令和6年4月	令和7年4月	
指定期間延長	—				2年度延長	3年度延長	
現指定管理者	社会福祉法人			株式会社	社会福祉法人		株式会社
事業者選定等	適格性等の審査（現指定管理者対象）				公募 ※1		公募 ※2
園舎	現園舎を使用						近隣に整備予定の施設へ移転

- ※1「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」に従い、対象法人は社会福祉法人とする。  
※2「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」に従い、対象法人は限定しない。

### 2 土地建物貸付料について

私立保育園への転換に伴い有償となる区有地4園の土地建物貸付料については、経営環境の変化が現在園児の保育に影響を及ぼすことがないように、転換後、現在園児が卒園する令和6年度末まで無償とする。

なお、都有地3園の土地建物貸付料は、現指定管理者による延長後の指定管理期間内に現在園児が卒園するため、私立保育園への転換に伴い有償とするものである。

### 3 当面のスケジュール（予定）

- 令和元年9月 保護者説明会実施（下高井戸保育園）、保護者宛て通知発送（外6園）  
10月 区民周知（「保育施設利用のご案内」配布開始）  
10～12月 適格性等の審査実施（下高井戸保育園）  
令和2年1月 運営事業者決定（下高井戸保育園）